

## 公認会計士法等の一部を改正する法律案要綱

監査業務の複雑化及び高度化が進展する下で監査をめぐる不適正な事例が生じている現状にかんがみ、公認会計士及び監査法人について、その独立性の確保に係る規定の整備、課徴金納付命令等その業務の適正性の確保に係る制度の創設を行うとともに、監査法人の社員の資格の拡大並びに有限責任組織形態の監査法人制度及び外国監査法人等に係る届出制度の創設を行うほか、公認会計士等が法令違反等の事実を発見したときの申出等に係る制度の創設等を行うこととする。

### 一 公認会計士法の一部改正（第1条関係）

#### 1. 公認会計士及び監査法人の独立性に係る規定

公認会計士及び監査法人は独立した立場において業務を行わなければならない旨を職責規定において規定する。（公認会計士法第1条の2、第34条の2の2関係）

#### 2. 監査法人の社員資格

- (1) 公認会計士でない者についても、特定社員として日本公認会計士協会の登録を受けた場合には、監査法人の社員になることができることとし、登録拒否事由、登録手続等特定社員の登録制度に係る所要の規定を整備する。
- (2) 監査法人の社員のうちに公認会計士である社員の占める割合に下限を設けることとする。
- (3) 監査法人が重要な意思決定をその社員の一部をもって構成される合議体で行う場合には、当該合議体を構成する社員のうちに公認会計士である社員の占める割合に下限を設けることとする。
- (4) 監査証明業務については、公認会計士である社員のみが業務を執行する権利を有し、義務を負うこととする。
- (5) 特定社員に対して、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を守る義務を課すとともに、監査法人に対する信用を失墜させる行為を禁止することとする。
- (6) 特定社員がこの法律等に違反した場合には、戒告、2年以内の業務への関与等の禁止、登録の抹消の処分の対象とすることとする。  
(公認会計士法第34条の4、第34条の10の2、第34条の10の8～第34条の10の17、第34条の13関係)

#### 3. 公認会計士又は関与社員の就職の制限及び監査法人の業務の制限の範囲の連結会社等への拡大

- (1) 現行法において、公認会計士が監査証明業務を行った場合又は監査法人の社員が監査証明業務を執行した場合には、翌会計期間の終了の日までの間は、被監査会社の役員等に就いてはならないこととされている。この制限の範囲を拡大し、被監査会社の連結会社等（親会社及び連結子会社等）の役員等にも就いてはなら

ないこととする。

- (2) 現行法において、監査法人の監査証明業務にその社員として関与した公認会計士が、翌会計期間内に被監査会社の役員等となった場合には、その翌会計期間までは、当該監査法人は被監査会社に監査証明業務を提供してはならないこととされている。この制限の範囲を拡大し、監査法人の監査証明業務にその社員として関与した公認会計士が、翌会計期間内に被監査会社又はその連結会社等の役員等となった場合には、その翌会計期間までは、当該監査法人は被監査会社又はその連結会社等に監査証明業務を提供してはならないこととする。

(公認会計士法第28条の2、第34条の11、第34条の14の2関係)

#### 4. いわゆるローテーション・ルールの整備

- (1) いわゆるローテーション・ルールの適用にあたり、連続する会計期間に準ずる一定の会計期間（連続会計期間）を継続監査期間の算定に用いることとする。
- (2) 大規模監査法人は、上場有価証券発行者等の財務書類について監査証明業務を行う場合において、筆頭業務執行社員等が5会計期間の範囲内での一定の連続会計期間に係る財務書類について監査証明業務を行った場合には、その後の一定の会計期間について当該筆頭業務執行社員等に監査証明業務を行わせてはならないこととする。
- (3) 上場しようとする会社の財務書類について公認会計士又は監査法人が監査関連業務を行った場合には、上場しようとする日の属する会計期間の前の内閣府令で定める会計期間を継続監査期間に加えて、いわゆるローテーション・ルールを適用することとする。

(公認会計士法第24条の3、第34条の11の3～第34条の11の5関係)

#### 5. 業務管理体制の整備

監査法人が整備しなければならないこととされている業務管理体制について、次に掲げる事項を含むものでなければならないこととする。

- ① 業務の執行の適正を確保するための措置
- ② 業務の品質の管理（業務に係る契約の締結及び更新、業務を担当する社員その他の者の選任、業務の実施及びその審査その他の内閣府令で定める業務の遂行に関する事項について、それぞれの性質に応じて業務の妥当性、適正性又は信頼性を損なう事態の発生を防止するために必要な措置を講ずること）の方針の策定及びその実施
- ③ 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置（公認会計士法第34条の13関係）

#### 6. 社員の競業等の禁止

- (1) 現行法上、監査法人の社員は、自己又は第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行ってはならないこととされている。これについて、非監査

証明業務については、これを行うことにつき他の社員の全員の承認を受けた場合には、これを行うことができることとする。

- (2) 監査法人は、その社員が大会社等から非監査証明業務により、継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、監査証明業務を行ってはならないこととする。 (公認会計士法第34条の11の2、第34条の14関係)

#### 7. 公認会計士及び監査法人の説明書類の縦覧

- (1) 公認会計士は、大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったときは、年度ごとに、業務の状況に関する説明書類を作成し、事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないこととする。
- (2) 監査法人は、会計年度ごとに、業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないこととする。 (公認会計士法第28条の4、第34条の16の3関係)

#### 8. 行政処分が多様化

- (1) 公認会計士が、著しく不当と認められる業務の運営を行った場合には、内閣総理大臣は、その公認会計士に対し、戒告又は2年以内の業務の停止の処分をすることができることとする。
- (2) 内閣総理大臣は、公認会計士が行う監査証明業務が著しく不当と認められる場合において、当該公認会計士が行う監査証明業務の適正な運営を確保するために必要であると認められるときは、当該公認会計士に対し、必要な指示をすることができることとする。
- (3) 内閣総理大臣は、監査法人が処分事由に該当するときは、その監査法人に対し、業務管理体制の改善を命ずることができることとする。
- (4) 内閣総理大臣は、監査法人に対して、2年以内の期間を定めて、処分事由に該当することとなったことに重大な責任を有すると認められる社員が当該監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関与することを禁止することができることとする。 (公認会計士法第31条、第34条の2、第34条の21関係)

#### 9. 課徴金納付命令の創設

- (1) 公認会計士又は監査法人が故意により虚偽証明を行ったとき又は相当の注意を怠ったことにより重大な虚偽証明を行ったときは、内閣総理大臣は当該公認会計士又は監査法人に対し、課徴金を国庫に納付することを命じなければならないこととする。(一定の戒告・業務の停止、登録の抹消又は解散を命ずる場合等において、当該課徴金を納付させることを命ずることが適当でないとき認められるときは、命じないことができることとする。)
- (2) 課徴金の額は、故意により虚偽証明を行ったときは監査報酬相当額の1.5倍に相当する額、相当の注意を怠ったことにより重大な虚偽証明を行ったときは監査報酬相当額とすることとする。

- (3) 課徴金納付命令の創設に伴い、審判手続に係る規定を整備する。  
(公認会計士法第31条の2、第34条の21の2、第34条の40～第34条の66関係)

#### 1 0. 有限責任組織形態の監査法人制度の創設

- (1) 社員が出資の価額を限度として債務を弁済する責任を負う有限責任組織形態の監査法人制度を導入することとし、登録手続等有限責任監査法人に係る登録制度に係る所要の規定を整備する。
- (2) 有限責任監査法人は、財務書類の証明ごとに一人又は数人の業務を担当する社員を指定しなければならないこととし、その証明に関して負担することとなった有限責任監査法人の債務をその有限責任監査法人の財産をもって完済することができないときは、指定された社員が、連帯してその弁済の責任を負うこととする。
- (3) 有限責任監査法人に係る登録拒否事由として、資本金の額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な額に満たない場合を定めることとする。
- (4) 有限責任監査法人は、その計算書類について、利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならないこととする。ただし、収益等の額が一定の基準に達しない場合は、この限りでないこととする。
- (5) 有限責任監査法人は、損害賠償請求権に対する債務の履行を確保するため必要かつ適当な額の金銭を、供託しなければならないこととする。
- (6) 有限責任監査法人は、損害賠償責任保険を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の保険金の額に応じて(5)の供託金の全部又は一部の供託をしないことができることとする。

(公認会計士法第34条の10の5、第34条の10の6、第34条の24～第34条の34関係)

#### 1 1. 外国監査法人等の届出制度の創設等

- (1) 外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者は、金融商品取引法による開示規制の適用を受ける外国会社等の財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うときは、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならないこととし、外国監査法人等の届出制度に係る所要の規定を整備する。
- (2) 内閣総理大臣は、外国監査法人等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合において、その業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるときは、当該外国監査法人等に対し、必要な指示をすることができることとする。
- (3) 内閣総理大臣は、外国監査法人等が(2)の指示に従わないときは、その旨及びその指示の内容を公表することができることとする。
- (4) 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国監査法人等の行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関し、報告徴収及び立入検査をすることができることとする。

(公認会計士法第34条の35～第34条の39、第49条の3の2関係)

1 2. 公認会計士・監査審査会による報告徴収及び立入検査

金融庁長官は、公認会計士又は監査法人に対する報告徴収及び立入検査の権限のうち、日本公認会計士協会の品質管理レビューの報告に関して行われるもの、日本公認会計士協会による調査を受けていないこと及び調査に協力することを拒否していること等の事由により品質管理レビューの報告を行っていない場合において業務の運営の状況に関して行われるものについて、公認会計士・監査審査会に委任することとする。  
(公認会計士法第49条の4関係)

1 3. その他

その他所要の規定を整備する。

二 金融商品取引法の一部改正（第2条関係）

1. 外国監査法人等による監査証明に相当すると認められる証明

- (1) 金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項において受けなければならないこととされている財務計算に関する書類に係る公認会計士又は監査法人の監査証明について、外国会社等の場合には公認会計士法の規定による届出を行っている外国監査法人等による監査証明に相当すると認められる証明をもって代替できることとする。
- (2) 公認会計士法の規定により、内閣総理大臣の指示に従わなかった旨の公表等がされた外国監査法人等による監査証明に相当すると認められる証明については、(1)を適用しないこととする。  
(金融商品取引法第193条の2関係)

2. 法令違反等事実発見への対応

- (1) 公認会計士又は監査法人が、上場会社等の監査証明を行うに当たって、当該上場会社等における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実（法令違反等事実）を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、当該上場会社等に書面で通知しなければならないこととする。
- (2) (1)の通知を行った公認会計士又は監査法人は、通知を行った日から一定の期間が経過した日後なお、法令違反等事実が財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ、当該上場会社等が適切な措置をとらないと認める場合であって、重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、当該法令違反等事実に関する意見を内閣総理大臣に申し出なければならないこととする。
- (3) (2)の申出を行った公認会計士又は監査法人は、当該上場会社等に対して(2)の申出を行った旨及びその内容を書面で通知しなければならないこととする。

(金融商品取引法第193条の3関係)

3. その他

その他所要の規定を整備する。

三 金融庁設置法の一部改正 (第3条関係)

1. 所掌事務

公認会計士法の規定による課徴金に関するものを金融庁の所掌事務とすることとする。  
(金融庁設置法第4条)

2. その他

その他所要の規定を整備する。

四 その他

1. 施行期日

この法律は、原則、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。  
(附則第1条関係)

2. 経過措置等

経過措置等に関する規定を設ける。  
(附則第2条～第30条関係)